

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年2月2日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成15年6月1日、会社Aに雇用され、解体工として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成27年11月10日、会社Bが元請として施工するCのビル解体撤去工事現場において、1階床の開口部から転落し、負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、D病院に救急搬送され、「両側閉鎖性肺挫傷、左脛骨骨折、脳挫傷、外傷性脳出血、右肩甲骨骨折」等と診断され、平成28年5月20日からはE医療機関にてリハビリを行い、療養の結果、平成29年5月31日に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年10月9日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第9級を超えるものと認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴及び医学的見解からみて、①左足関節及び左膝関節の機能障害、②左下肢の短縮障害、③頭部及び左下肢の醜状障害及び④各部位の神経症状であると認められるので、以下検討する。

(2) 左足関節及び左膝関節の機能障害について

ア 左足関節については、決定書理由に説示のとおり、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」(障害等級第10級の10)に該当するものと判断する。

イ 左膝関節については、決定書同上に説示のとおり、障害等級には該当しないものと判断する。

(3) 左下肢の短縮障害について

左下肢については、決定書理由に説示のとおり、「1下肢を1センチメートル以上短縮したもの」(障害等級第13級の8)に該当するものと判断する。

(4) 頭部及び左下肢の醜状障害について

ア 左下腿遠位、左膝周囲及び左下腿前方には、手術創が認められるが、決定書理由に説示のとおり、障害等級には該当しないものと判断する。

イ 頭部には、創が認められるが、頭髪に隠れる部分にあり、決定書に説示のとおり、日常露出する部分ではないため、障害等級には該当しないものと判断する。

(5) 各部位の神経症状について

ア 左下肢については、常時疼痛を残しており、「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当するが、決定書理由に説示のとおり、左下肢の機能障害に同神経障害が通常派生する関係にあるため、上位の等級(障害等級第10級の10)をもって、当該障害等級とする。

イ 頭部については、決定書理由に説示のとおり、「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当するものと判断する。

ウ 腰部については、決定書理由に説示のとおり、「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当するものと判断する。

エ 上記イとウは、同一の系列に属する障害であることから、労災則第14条第2項により、併合の方法を用いて準用等級を定めることとなり、決定書理由に説示のとおり、準用第14級に該当するものと判断する。

(6) 上記(1)ないし(3)を労災則第14条第3項に基づき併合すると、第13級以上に該当する身体障害が2以上あるため、重い方の身体障害の該当する等級を1級繰り上げることから、請求人に残存する障害は障害等級第9級に該当するものと判断する。

(7) なお、請求人は、本件処分後に平成30年2月14日付け障害の状態に関する申立書を提出しているが、決定書理由に説示するとおり、上記判断を左右するものではない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月4日